

経団連のサーキュラーエコノミー^(循環経済)への取組み

よし だ かず お
吉田 一雄

一般社団法人 日本経済団体連合会
環境エネルギー本部 副本部長

1. 現状認識

本年8月に新しい「循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「循環経済への移行」が国家戦略に位置付けられた。本計画はこれまで概ね5年ごとの改定が行われていることから、今後5年間の循環型社会形成に関する施策についての基本的な方針等が示されたと認識している。

本基本計画では、循環経済について「国際的な議論では、資源生産性・循環利用率を高める取組みを一段と強化するため資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する経済システムであるとされている」と説明したうえで、3R+Renewableをはじめとする循環経済への移行は「循環型社会を形成するドライビングフォース」であると位置付けている。

言うまでもなく、わが国においては循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル法が施行され、政府・自治体・経済界・NPOなどの関係者の努力に加え、国民の主体的な協力を得て、3Rへの取組みが国民生活に根付くものになるなど、循環型社会形成に向けた取組みは大きな成果を挙げている。

一方で、世界的な資源需要の拡大による

資源枯渇や、昨今の国際情勢の変動に伴う資源供給の不安定化への懸念が高まっている。とりわけ欧州はサーキュラーエコノミーを成長戦略の1つと位置付け、デジタルの活用や再生材利用に係る目標設定など、新たな切り口での政策を打ち出すなど、この分野での存在感を高めている。

そうした近年の国際的潮流に配慮しつつ循環型社会の一層の高度化に取り組むことは、日本の循環型社会の先進性を維持・強化していくためにも重要である。第五次循環基本計画のもと、産官学が連携し、3Rをはじめとする資源循環への取組みを価値の源泉として捉えて新たな需要や市場を創出し、バリューチェーンを見据えた経済活動をサーキュラーエコノミー型に転換していくことは、次の5年間で取り組んでいく重要な課題である。

こうした現状認識のもと、経団連の取組みと考え方について説明したい。

2. 経団連の取組み

(1) 環境への取組みにおける位置付け (GX・CE・NPへの一体的な取組み)

経団連では、現在、十倉会長のリーダーシップのもと、社会性の視座に立脚したサ

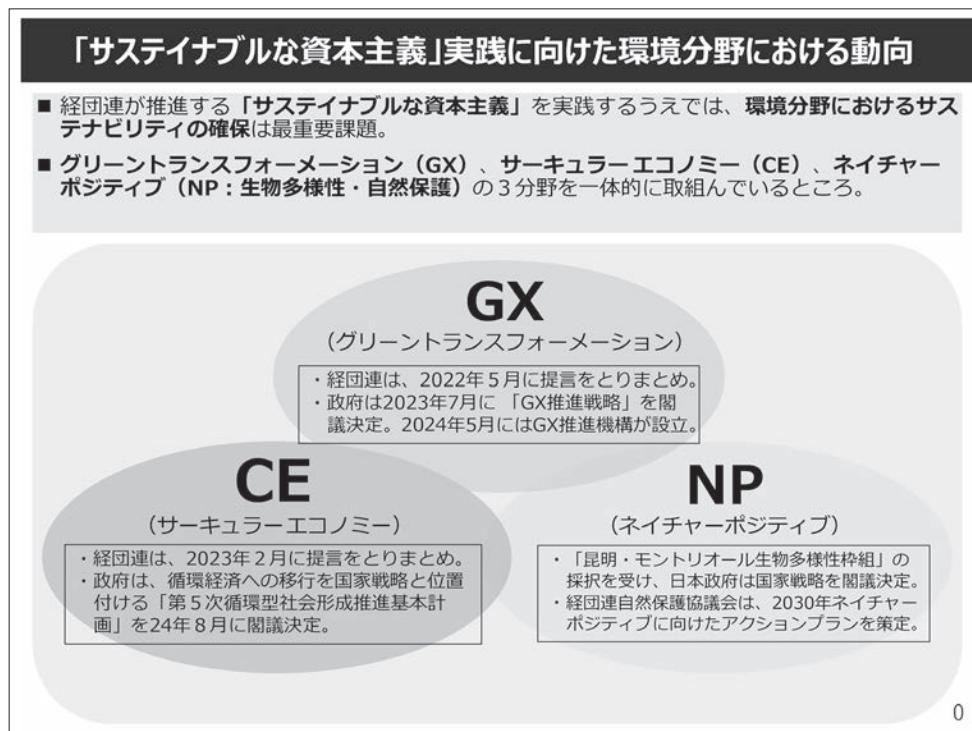


図1 経団連GX・CE・NPの一体的取組み

ステイナブルな資本主義の実践に取り組んでいる。環境分野におけるサステナビリティの確保は重要課題の1つであり、経団連は、グリーントランスフォーメーション（GX）、サーキュラーエコノミー（CE）、ネイチャーポジティブ（NP）の3分野を一体的に取り組む考え方を打ち出している（図1）。今後、サーキュラーエコノミーへの移行に取り組むうえでは、気候変動対策や生物多様性保全とのシナジーやトレードオフに配慮する視点を持つことが必要である。

（2）循環型社会形成自主行動計画

ここで、経団連が四半世紀以上に渡って取り組んできた産業界による「自主行動計画」について紹介したい。

* * *

経団連は、1997年に「経団連環境自主行

動計画（廃棄物対策編）」を策定し、99年に産業廃棄物最終処分量の削減目標を設定して以来、業種ごとの特性等に即した自主的な取組みを積み重ねてきた。その過程では、資源循環の質の向上を視野に入れた各参加業種による目標設定（製品の製造過程で発生する副産物に対する再資源化率目標の設定など）を行うなど、時宜に適った取組強化を行ってきた。

現在は「循環型社会形成自主行動計画」としており、46業種が参加し、3つの柱で構成されている。第一は産業廃棄物最終処分量の削減目標、第二は資源循環の質の向上を視野に入れた個別業種ごとの目標、第三は業種別プラスチック関連目標である。第一の柱である産業廃棄物の最終処分量削減については、最終処分場の残余年数ひっ迫といった社会課題に対し、産業界が自主的に統一目標を定めて取り組み、その解決に貢献した実績を挙げている（図2）。

循環型社会形成自主行動計画 -2023年度フォローアップ調査結果- <概要>

2024年3月11日
一般社団法人 日本経済団体連合会

1. 循環型社会形成自主行動計画（2021年度～2025年度）

※ 本年度より、リース事業協会が新たに参加し、全46業種が参加

(1) 産業廃棄物最終処分量の削減（第五次目標）

⇒ 低炭素社会の実現に配慮しつつ、適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、
産業界全体として、「2025年度に2000年度実績比75%程度削減」を目指す。

(2) 資源循環の質の向上を視野に入れた個別業種ごとの目標

⇒ 業界ごとの特性や事情等を踏まえた、資源循環の質の向上に向けた目標設定。
(製品の製造過程で発生する副産物に対する再資源化率目標の設定など)

(3) 「業種別プラスチック関連目標」（2019年度～）

⇒ 経団連意見「『プラスチック資源循環戦略』策定に関する意見」（2018年11月）を踏まえ、
海洋プラスチック問題の解決やプラスチック資源循環の推進に貢献する目標を設定。

経緯（ご参考）

- (1) 1997年 : 「環境自主行動計画」（廃棄物対策編）の策定、以降毎年度フォローアップを実施
- (2) 1999年12月 : 第一次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減」設定
- (3) 2007年 3月 : 「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」への改編
第二次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の86%減」設定
業種別独自目標の策定（最終処分量以外の目標を設定）
- (4) 2010年12月 : 第三次目標「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の65%程度減」設定
業種別独自目標の策定（最終処分量以外の目標を設定）
- (5) 2016年 3月 : 「循環型社会形成自主行動計画」への改編
第四次目標「2020年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の70%程度減」設定
業種別独自目標の策定（最終処分量以外の目標を設定）
- (6) 2019年 4月 : 「業種別プラスチック目標」の設定
- (7) 2021年 3月 : 上記目標の策定

0

2. 2022年度実績：(1)産業廃棄物最終処分量の削減（第五次目標）

◇ 2022年度の産業廃棄物最終処分量の実績（32業種の合計値）は、約409万トン。

◇ 日本企業による真摯な取組みが結実し、基準年である2000年度実績から、約78.1%減。

本計画の目標水準（75%程度削減）を達成。

◇ 2021年度(昨年度)実績と比較して、約1万トン（約0.3%）の増加となり、前年とほぼ同水準。

業種別に見ると、最終処分量削減の目標を掲げる32業種のうち13業種が前年度比で増加。これは、自然災害により破損した施設・設備の修繕に伴う排出、豪雨等により工場内貯水池で増加した汚泥や漂流ごみの処理や、焼却灰等の発生量と有効利用先の受入量とのギャップ拡大など、定常的ではない排出や外的要因が主な理由である。一方で、各業種における産業廃棄物の減容化や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みも進んでおり、12業種では前年比で減少した（残り7業種は、昨年度と同じ）。



図2 循環自主行動計画 概要

経団連の循環型社会形成自主行動計画は、国際的にみても日本の特徴的な取組みとなっており、サーキュラーエコノミーへの移行の基盤となるものである。ご関心をいただいた読者の皆様には、経団連のウェブサイトをご高覧いただきたい。

(3) サーキュラーエコノミー実現に向けた提言

次に、2023年の2月に公表した、経団連の提言について紹介する。

①目指すべき方向性

目指すべき方向性は3点ある。第一は「資源制約の克服」である。世界的な資源需要の高まりによる資源枯渇リスクに加えて、わが国は鉱物資源を輸入に依存しており資源の安定供給の確保が重要である。第二は、「環境制約の克服とカーボンニュートラルへの貢献」、第三は、「経済成長と産業競争力の強化」である。

②取り組むべき9つの課題

取り組むべき課題を9項目に整理している。製品のライフサイクルを「設計・製造」「販売」「消費・利用」「収集・再資源化」の4つのブロックに区切ったうえで、各ブロックに対応させる形で「(1)環境配慮設計」「(2)再生材活用、部品リユース」「(3)利用型ビジネスの普及」「(4)消費者の行動変容促進」「(5)循環資源の効率的収集及び再資源化拡大」の5項目を挙げて、政府への要望や官民連携での取組みについて提言した(図3)。

また、必ずしも特定のライフサイクルの段階の属さない全体課題として、「(6)海外における資源循環体制の構築への協力」や、事業者間等での情報共有を進めるための「(7)情報流通プラットフォームの構築」の必要性を指摘している。

ライフサイクルの外側から支えるように記しているのは、サーキュラーエコノミー

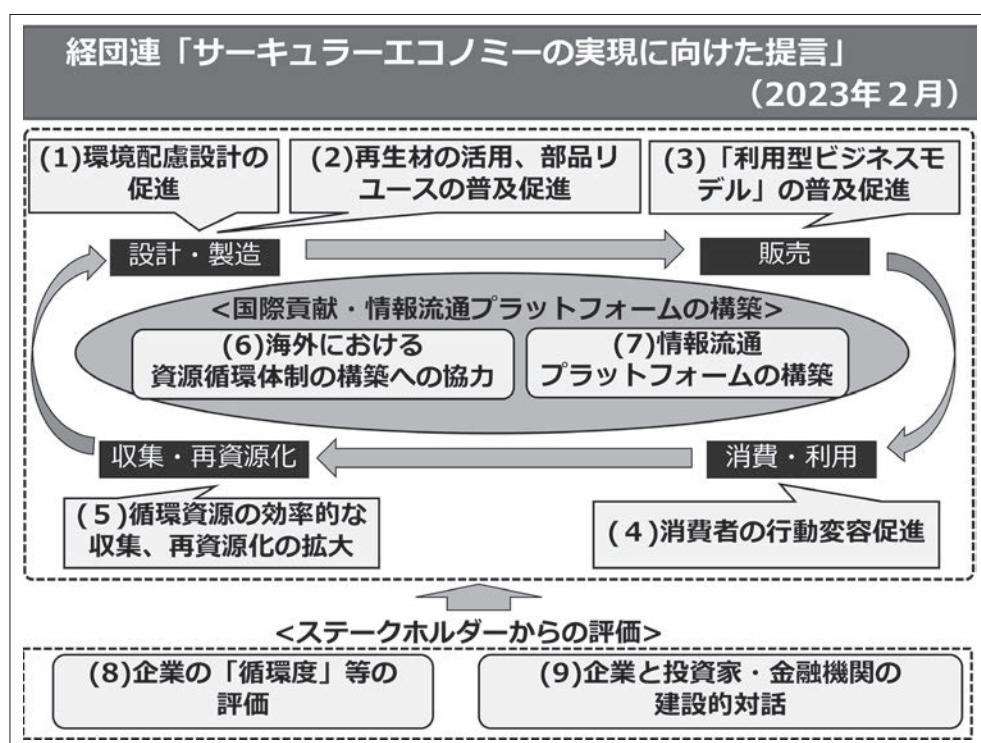


図3 CE提言 9つの課題

に積極的に取り組む企業が、ステークホルダーから適正に評価されるために必要となる取組みであり、官民連携で「企業の『循環度』等の評価」に係る検討を行うことや、「企業と投資家・金融機関の建設的対話」を挙げている。

* * *

若干補足すると、「(1) 環境配慮設計」については、設計ガイドライン策定に向けた議論の促進や、新素材・新技術の開発に向けた政府の支援を求めている。「(2) 再生材活用や部品リユース」については、再生材の品質に関する規格・基準のあり方の検討や、リマニュファクチャーリングへの支援などである。「(3) 利用型ビジネスモデル」の普及促進についてはシェアリングやサブスクリプション等の持つ環境価値への社会的な認識向上を図ることや政府への公共調達を求めている。「(4) 消費者の行動変容促進」では、資源循環型の製品・サービスの普及のため、環境負荷の低減という、製品が持つ環境価値について、消費者の方々に理解を深めていただくための取組み、加えて、そうした「環境価値」の評価方法や認証及び表示制度の検討などである。「(5) 循環資源の効率的な収集、再資源化の拡大」については、本年5月に公布された「再資源化事業等高度化法」を今後いかに活用していくかが重要と考えている。「(6) 海外における資源循環体制の構築への協力」は、途上国の資源循環体制構築に日本の技術やノウハウを用いて貢献す

ることの重要性である。「(7) 情報流通プラットフォームの構築」では、サプライチェーン全体での企業間連携を進めるうえで、需給予測等の効果が期待できるとしている。「(8) 企業の循環度等の評価」では「サーキュラーエコノミーへの貢献度」や「温室効果ガス削減効果についての評価方法」について、国際的な議論とも整合を図る形で検討していく必要性を指摘している。

3. 今後の取組み

本稿では、経団連のサーキュラーエコノミーへの取組みを紹介した。日本は国際的にも先進的な循環型社会を形成してきており、今後は、設計・製造段階から再資源化までのバリューチェーン全体での事業者間の連携強化や、地方自治体、スタートアップも含む官民協力を推進するとともに、経済成長、産業競争力強化に資する施策の構築に取り組み、日本の強みを活かしたサーキュラーエコノミーの実現を目指していくことが重要である。その際には、消費者・生活者の方々に、資源循環の環境価値への理解を一層高めていただけるよう産官学連携での情報発信を行うなど、社会全体で取り組むことが不可欠である。

経団連としても、新たな国際競争力を持つビジネスモデルの創出に加え、質の高い国民生活の実現によるウエルビング向上に資するよう、サーキュラーエコノミーへの移行に主体的かつ積極的に取り組んでいくこととしている。